

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	90 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	82 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	41 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 11 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 58 年 3 月及び同年 4 月
③ 昭和 63 年 2 月

私が 20 歳になったとき、私の母が区役所の出張所において私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、母が区役所から送付されてきた納付書を持って出張所において納付していた。厚生年金保険を辞めた際の国民年金への切替手続も母がその都度行い、保険料を納付し、区の印を押してもらっていたのに未納期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の第 3 号被保険者の該当処理年月日から昭和 62 年 6 月ごろに払い出されたことが推認できることから、申立期間③については、国民年金保険料の納付について特段の困難性はなく、保険料を納付していたとする申立人の母の保険料は納付済みであり、申立期間は 1 か月と短期間であることから、申立人は、申立期間③の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

2 一方、申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 56 年*月ごろ、申立人の母が区の出張所において申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の手帳記号番号は 62 年 6 月ごろに払い出されていると推認されることから、60 年 3 月以前である申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出さ

れたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①については、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に昭和 62 年 3 月 31 日と記載されており、オンライン記録からは、平成 3 年 5 月 13 日付けで資格取得日が昭和 62 年 3 月 31 日から 56 年 11 月 17 日へ変更されたことが確認できることから、資格変更前は未加入期間であり保険料を納付することができない。

さらに、申立期間②については、昭和 58 年 3 月及び同年 4 月の国民年金の加入期間の前後は厚生年金保険加入期間となっており、同一月内に両制度の加入期間が存在し、各月において厚生年金保険料が徴収されていることを踏まえると、申立期間②の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2490

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から同年12月まで

私は、昭和50年4月に国民年金の加入手続を行い、同年4月から銀行の窓口で国民年金保険料を納付した。市役所から送付されてきた納付書で納付の都度、領収印が押されていたので、未納ならわかるはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き未納は無く、加入年度から現年度納付していることから、国民年金保険料の納付意識の高さが認められる。

また、未納とされている期間は、3か月と短期間であり、その前後の期間は納付済みである上、申立人は、納付場所及び納付方法を具体的に申述しており、納付状況が明確であることから、申立人が申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 6 月まで

昭和 53 年ごろに妻が、広報紙か回覧でそれまでの未納となっている国民年金保険料をさかのぼって納付できることを知り、町役場で説明を受けた。その保険料額はおよそ 25 万円と高額ですぐには納付できなかったが、2 年ほど後に妻が一括で町役場の職員に納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料の納付に関与したとする申立人の妻は、昭和 55 年ごろに、町役場の職員に 25 万円の保険料を一括して納付したと申述しているところ、申立期間の特例納付保険料は申立人の妻の申述している金額とおおむね一致している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 3 月ごろに払い出され、42 年 1 月から 43 年 3 月までの保険料を同年 3 月 22 日に納付していることが国民年金被保険者台帳により確認できることから、申立人の妻の国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さが認められる。

さらに、申立人が特例納付を行う契機とされる、昭和 53 年 7 月発行分の町の広報紙には、特例納付について記載されていることが確認でき、申立人の妻は特例納付の説明を受けた役場庁舎内の場景を鮮明に記憶しているなど、申立人の妻の申述に特段の不自然さは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月
② 昭和45年10月から同年12月まで

私は10年ぐらい前に、市民会館で開催された年金相談で免除期間終了後の国民年金保険料の納付について説明を受け、8万円ぐらい納付した。保険料を納付した際、「これで未納分は無い。」と言われ、その後は口座引落しで支払ってきたにもかかわらず、未納及び未加入の期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、1か月と短期間であり、夫婦連番で国民年金に加入した申立人の夫の国民年金保険料は納付済みである上、申立人の保険料は主に申立人の夫が納付していたことから、申立人の夫が申立期間①の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間②については、国民年金に未加入の期間であることから、保険料は納付できない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、10年ぐらい前に8万円を一括納付したので申立期間については未加入及び未納であるはずはないと申述しているが、保険料の納付については、時効により納期限から2年を経過した期間は、制度上納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年4月から13年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月から13年12月まで
② 平成14年1月から16年9月まで

私は、A市に住んでいたときは、B信用金庫C支店の職員が私の経営していた店に集金に来ており、その職員に国民年金保険料を渡して納付しており、平成14年にD市に引っ越してからは、妻がD市の窓口において保険料を納付していたはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が提出した平成11年から16年までの確定申告書の控のうち、12年については、「国民保険」と記載された金額15万9,600円が当時の国民年金保険料額1年分と一致している上、11年及び13年については、当時の国民年金保険料額1年分を上回る金額が社会保険料控除額として申告されていることが確認できる。

また、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和43年7月ごろの時点で、過年度納付が可能な41年4月までの保険料をさかのぼって納付しており、その後は長期にわたって納付済みである。

一方、申立期間②については、E税務署が保管する平成14年から16年までの確定申告書には、社会保険料控除額の内訳として国民健康保険料及び介護保険料のみが記載されている上、その金額は国民年金保険料としては適当ではない。

また、上記確定申告書のほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成11年4月から13年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 6 月に A 社に入社し、当時は社員が 4 人しかおらず厚生年金保険が適用されていない事業所だったため、社長に勧められて国民年金に加入し、同社が厚生年金保険の適用事業所になるまでの国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険が適用されていない事業所に就職したため、国民年金に加入したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 12 月ごろに払い出されたことが推認でき、その時点で、前勤務先で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 51 年 6 月にさかのぼって国民年金保険料を過年度納付していることから、保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立人が所持する年金手帳には、A 社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和 54 年 4 月 1 日に、国民年金の被保険者資格を喪失したことが記載されている上、厚生年金保険に加入するまでは国民年金に加入しており、申立人はその後の資格喪失手続を適正に行っていることも確認できる。

さらに、申立人は、申立期間を除き未納は無い上、申立期間の前後を通じて同一事業所に勤務しており、保険料を納付できる安定的収入があったことから、9 か月と短期間である申立期間について保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年6月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月から5年3月まで
② 平成6年6月
③ 平成6年8月から同年11月まで

私は、会社を退職した平成4年ごろに国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を定期的に納付していた。結婚後は妻がA町役場(現在は、B市役所)でずっと納付していたはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は平成5年8月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認できるところ、申立人は過去にさかのぼって申立期間の国民年金保険料を納付した記憶は無いと述べている。

また、申立期間①について、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②及び③については、オンライン記録によると、申立人は免除期間である平成8年4月分の保険料を同年8月9日に過誤納し、当該保険料は同年8月16日付けで、時効直前の6年7月分に充当され、その残額は8年9月20日に還付されていることから、この時点で申立人は当

該申立期間を未納であると認識していたと考えるのが自然である。

- 3 しかしながら、申立人は免除期間である平成7年10月及び同年11月の保険料を、8年1月11日に過誤納しているところ、社会保険事務所(当時)では当該保険料を同年3月8日に全額還付していることが記録上確認できるが、同時点で充当可能な未納期間が存在しているにもかかわらず、当該未納期間の2か月分に充当することなく、社会保険事務所において還付処理が行われており、行政側の事務処理に不手際が見受けられる。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年6月及び同年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から51年9月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

私は、昭和50年に義姉に国民年金の加入を強く勧められ、夫婦二人の加入手続を行い、その後私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。夫は納付済みとなっているのに、私が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の手帳記号番号は、昭和54年1月ごろに払い出され、同時期に加入手続を行ったものと推認できる。その時点で51年10月から53年3月までは、過年度納付が可能であるところ、特殊台帳によると、申立人は51年10月から52年3月まで過年度納付していることが確認できる。

また、申立期間②については、12か月と短期間であり、申立人は、申立期間②後は、60歳になるまで長期にわたり国民年金保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえることから、申立期間②についても過年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人が加入手続を行った昭和54年1月時点において、時効により保険料が納付できない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない上、申立期間①の保険料を特例納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

千葉厚生年金 事案 1960

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果 62 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 53 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（62 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を 62 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（53 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで
社会保険庁（当時）から送付されたねんきん定期便において、私の A 社における平成 18 年 9 月から 19 年 8 月までの標準報酬月額が、間違っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 53 万円と記録されたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 1 月に 53 万円から 62 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法 75 条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（62 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（53 万円）となっている。

しかしながら、A 社から提出された「2006 年 10 月度給与明細」により、申立期間において、その主張する標準報酬月額（62 万円）に基づく厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 1961

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年4月1日から30年4月1日までの期間についてA事業所に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同事業所における資格取得日に係る記録を29年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から30年4月1日まで
② 昭和33年4月10日から34年2月1日まで

私は、専門学校在校中であった昭和29年4月1日から33年4月10日まで、実習としてA事業所に勤務したが、そのうち申立期間①の期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、昭和33年4月10日から34年2月1日まで、B事業所（現在は、C事業所）に勤務したが、そのすべての期間について厚生年金保険の被保険者となっていない。

これらの申立期間における厚生年金保険の記録が欠落しているので、被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が当時の元同僚、勤務場所及び勤務内容について具体的に記憶していることから、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和30年4月1日となっているものの、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の被保険者台帳の記号番号は、A事業所の上記名簿の厚生年金保険の記号番号と同じであり、「資格取得年月日」欄には、「昭和29年4月1日」と記載されている。

さらに、D専門学校（本学在学中にA事業所に実習として勤務。現在は、E法人が承継）は、「申立人の1年後輩の2名の厚生年金保険の資格取得日が昭和30年4月1日である。」と回答していることから、申立人の資格取得日は29年4月1日と考えるのが自然である。

なお、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者番号は、当初申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に記載されている番号（*）とは異なる番号（**）が記載され、それを取り消した後に申立人の厚生年金保険被保険者証の番号に書き換えられているが、これについて、日本年金機構F事務センターは、「何らかの理由で、記号番号を二重に払い出し、先に払い出した番号（**）を取り消し、新規に被保険者証の番号（*）を払い出したと思われるが、二重に払い出した理由は不明である。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和29年4月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る昭和30年4月の社会保険事務所（当時）の記録から3,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在の確認できた元同僚5名に申立人の勤務実態について照会したところ、3名から回答を得たが、申立人の勤務実態について具体的な証言を得ることができない。

また、現在の事業主は、「当時のB事業所は現在のC事業所と異なり、個人事業所であったので、G（職種）については、厚生年金保険の加入を希望制にしていたと聞いている。」と供述している。

さらに、当該事業所では、当時の賃金台帳等の関係資料を保管しておらず、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態を確認することはできない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行してか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月27日から同年11月1日まで

私は、昭和37年4月1日から平成10年4月30日まで、A社に継続して勤務しており、厚生年金保険の加入期間に欠落は無いはずなので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された厚生年金保険被保険者台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年11月1日に同社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が保管している厚生年金保険被保険者台帳の申立人に係る昭和39年9月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 1963

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月31日から同年8月1日まで
私は、平成5年4月1日にA社に入社し、12年7月31日に退社するまで継続して勤務したが、申立期間の記録が欠落しているため、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の退職証明書、雇用保険の加入記録及び同社人事部人事課長の証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成12年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を提出の上、申立人の資格喪失日を誤って平成12年7月31日と届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 1964

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和29年7月12日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は、昭和25年8月から26年4月までは7,000円、同年5月から29年4月までは8,000円、同年5月から同年7月までは1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から29年7月12日まで

私は、A社に昭和22年3月1日から29年7月11日まで勤めているが、厚生年金保険の資格喪失日が25年8月1日となっている。

このため、昭和25年8月1日から29年7月12日まで、厚生年金保険の被保険者とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び元同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務していたことは推認できる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄において、資格喪失年月日欄は一部が欠損し、正確な資格喪失日を確認できない状態にある上、昭和26年5月1日、27年5月1日、28年9月1日及び同年11月1日に標準報酬月額を改定していることが確認できることから、申立人は標準報酬月額の等級改定が行われた同年11月1日現在において在籍していたと考えるのが自然である。

さらに、上記元同僚は、「申立人は、申立人がB（組織）に転職する直前まで勤務していた。」と証言しているところ、申立人が所持する「年金加入記録のお知らせ（公務員共済ねんきん特別便）」の加入記録から、申立人が昭和29年7月から公務員共済に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 29 年 7 月 12 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 25 年 8 月から 26 年 4 月までは 7,000 円、同年 5 月から 29 年 4 月までは 8,000 円、同年 5 月から同年 7 月までは 1 万 4,000 円（改正前 28 年 11 月の 10 等級をスライド）とすることが妥当である。

千葉厚生年金 事案 1965

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月16日から42年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を41年9月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月ごろから42年7月1日まで

私は、大学卒業後に入社した会社を退職後、昭和41年7月ごろに公共職業安定所の紹介でA社に入社した。入社時からの1年間は厚生年金保険被保険者期間から欠落していることは納得できない。勤務していたのは確実なので、加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が昭和41年9月16日から継続してA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時の経理担当者は、「当時、試用期間は設けておらず、全員厚生年金保険に加入させていた。」と証言している上、申立期間当時に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格記録が確認できる元同僚11名にそれぞれの入社時期と厚生年金保険記録の資格取得時期について聴取したところ、全員が入社日と資格取得日は一致していると証言している。

さらに、申立人が入社したとしている翌年に入社した元同僚のうちの1名は、大学を新卒で同期入社した者8名の氏名を挙げており、その全員が入社日と同時に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月16日から42年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和42年7月の社会保険事務所（当時）の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に適用事業所でなくなっており、事業主も既に亡くなっていることから確認できないものの、B厚生年金基金の回答によれば、申立人の当該事業所に係る厚生年金基金の加入記録は、社会保険事務所の記録と同様に昭和42年7月1日から51年6月21日までの期間であることから、社会保険事務所及び厚生年金基金双方が誤って同じ日を記録するとは考え難いことから、事業主が資格取得日を42年7月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る41年9月から42年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、「昭和41年7月ごろにA社に入社した。」と主張しているが、申立人の当時の同僚複数名に申立人の入社日について聴取したが、具体的な証言を得ることはできず、申立人の入社日を特定することはできない。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和41年7月ごろから同年9月16日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚年年金 事案 1966

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年11月1日から36年4月18日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月ごろから28年11月1日まで
② 昭和28年11月1日から36年4月18日まで
③ 昭和36年4月18日から41年3月ごろまで

私は、中学校を卒業した1、2年後にA社に入社し、昭和41年3月ごろまで継続して勤務していたのに、厚生年金保険被保険者期間が28年11月1日から36年4月18日までの期間になっており、しかも、その期間は脱退手当金を受給していると社会保険事務所（当時）から回答を受けた。納得できないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の当該期間の厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約1年7か月後の昭和37年11月14日に脱退手当金の支給決定がされたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、支給されたとする額は、法定支給額と425円相違しており、その原因は不明である。

また、A社の厚生年金保険の被保険者で、オンライン記録において脱退手当金の支給が確認できた者の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるものの、申立人の当該被保険者名簿にはその表示が無く、申立人が記載されている被保険者名簿と同じページに記載されている「脱」表示の無い者で脱退手当金の支給を確認できる者はいないことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、

申立期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

- 2 申立期間①については、A社で、昭和28年6月1日から同年10月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者になっている女性従業員は、在籍した女性は自身一人であり、申立人のことは知らないと述べており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和28年6月1日であり、申立期間①のうち、同日以前は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者手帳記号番号の払出日は、昭和28年11月7日であることが厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿で確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、A社で、昭和36年5月13日から39年5月31日までの期間に厚生年金保険被保険者になっている従業員は、入社当時に在籍していた女性従業員は申立人とは別の一人だけであり、申立人のことは知らないと述べている。

また、当該事業所は既に適用事業所でなく、事業主及び当時の総務担当者も既に亡くなっているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1967

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月21日から同年4月1日まで
私は昭和38年3月1日にA社に入社し、定年退職するまで38年間継続勤務してきたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された在籍証明書、従業員名簿並びに人事カードにより、申立人は同社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和46年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、A社B支店における資格喪失日について、昭和46年4月1日と届け出るべきところを、誤って同年3月21日として届け出たことを認めていることから、事業主が、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 1968～2041（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年7月11日に支給された賞与において、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年7月11日

A社は、平成17年7月11日に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生日より2年以内に賞与支払届の届出を行っておらず、申立てに係る厚生年金保険料を納付しなかった。21年10月29日に当該賞与に係る賞与支払届を提出しているため、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与統計表及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により平成17年7月11日支給の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件74件（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から58年3月まで

私は、昭和56年に独立起業したばかりで資金面は厳しく、国民年金保険料を半額負担するとの条件で事務員を雇用して、私と社員との二人分の保険料を毎月市役所窓口か銀行で社員に納付させていたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、関与したとする社員は所在を確認することができないため、当時の事情を聞くことができず、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料は毎月納付していたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から昭和58年9月ごろと推認され、保険料納付の前提となる手帳記号番号が申立期間当初は払い出されておらず、毎月納付していたという申述内容と符合しない。

さらに、申立人は独立起業した昭和56年当時は資金面が厳しかったと述べている上、オンライン記録によると申立人は58年4月からの保険料が免除されていることが確認できることから、申請免除期間前の申立期間の保険料を納付していたと考えるのは不自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から4年6月まで

私は、平成4年に結婚し、国民年金の加入手続を行った。手続を行ったA市役所で今まで納付していなかった国民年金保険料を納付したいと申し出たところ「過去2年分しか納められない。」と教えられ、申立期間の保険料を納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は結婚を契機に国民年金の加入手続を行い、市役所職員から教示された申立期間の国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の手帳記号番号の直後の第3号被保険者の記録により、平成6年7月ごろに払い出されたと推認できることから、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人の妻からの聴取において、夫婦は結婚当時B市に居住しており、A市で国民年金の加入手続を行うことはできず、平成6年7月ごろの加入手続時点において過年度納付が可能な5年2月、同年4月、同年5月及び同年8月の保険料を6年9月に納付していることから、申立人はA市に転居後に加入手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から63年3月までの期間及び同年4月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年6月から63年3月まで
② 昭和63年4月から平成3年3月まで

私は20歳になったとき、両親から国民年金に加入するように勧められ、昭和62年*月ごろ、父がA市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料は、自分で市役所や郵便局に行き納付したので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和62年*月ごろ、その父がA市役所で国民年金の加入手続を行ったと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の加入者の納付日から平成3年5月ごろB区において払い出され、同時点で加入手続を行っていたことが確認できることから、A市役所において加入手続を行ったとする申立人の申述と符合しない。

また、オンライン記録によると、申立期間①の資格取得日（昭和62年6月5日）及び資格喪失日（63年4月1日）は、平成4年8月26日に申立人の国民年金手帳記号番号に追加入力されたことが確認できることから、追加入力日以前の申立期間①については、国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である上、申立人の所持する年金手帳に記載された資格取得日は、3年4月1日となっており、それ以前の資格記録は無いことから、同年4月1日以前の申立期間②についても、申立期間①と同様に未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間について、保険料納付の前提となる別の手帳記号番号

が申立人に払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2500

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から40年3月まで

私はA市の成人式会場の受付で国民年金の加入手続を行った。加入後は自分で市役所に納付に行った。一回の納付金額は千円くらいだったと思う。昭和42年に実家のあるB県C町に帰ったとき、住所と国民年金の転入の届けを行い、引き続きC町で国民年金保険料を納付したのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA市の成人式会場の受付で国民年金の加入手続を行い、市役所に国民年金保険料を納付していたと申述しているが、保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、同市において保険料を納付したとは考え難く、納付状況は不明である。

また、申立人の手帳記号番号は昭和43年2月ごろにC町で払い出されていることが手帳記号番号払出簿で確認でき、加入手続をA市で行ったとの申立内容とは相違する。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2501

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成 3 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成 3 年 2 月まで

私は、20 歳当時、A 区 B に下宿しており、母が同区 C 支所で国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料は母が銀行で納付していた。母は、母自身が 20 歳から 60 歳まで保険料を納付しており、私と弟が 20 歳になったときには国民年金に加入し、保険料を納付することを考えていたとのことである。申立期間において国民年金の加入期間が無く、保険料も納付していないとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったときに A 区役所 C 支所で申立人の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人が 20 歳に到達した、昭和 62 年 * 月から同年 12 月の同区における国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、申立期間において申立人の氏名は確認できない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果においても、同区において申立人に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号は平成 4 年 4 月 2 日に社会保険事務所（当時）から D 市に払い出されていることが手帳記号番号払出簿から確認でき、D 市が保管する申立人の国民年金の電算記録の異動履歴には手帳記号番号払出年月以降の同年 5 月 21 日に新規取得届が行われ、同日に処理されていることが確認できることから資格取得日以前の申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

源泉徴収票等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2502

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から3年3月まで

私が20歳になった平成元年*月に、母がA市B出張所で国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料は母が銀行で納付していた。母は、母自身が20歳から60歳まで保険料を納付しており、私と兄が20歳になったときには国民年金に加入し、保険料を納付することを考えていたとのことである。申立期間において国民年金の加入期間が無く、保険料も納付していないとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年4月1日付けでA市C課から払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人の国民年金被保険者名簿にも得喪年月日「3・4・1」、種別「1」、処理年月日・異動事由「3.4カミシンキシユトク」と印字されていることから同年4月1日の資格取得日以前の申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

また、申立人が20歳に到達した平成元年*月から同年12月までの国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、申立期間において申立人の氏名は確認できない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果においても、申立人に申立期間において別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

源泉徴収票等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2503 (事案 1529 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 12 月まで
国民年金制度ができたので、私は母に勧められ、昭和 36 年ごろ母が国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、市では国民年金手帳を預かり国民年金保険料を集金で収納していたこと、及び母の保険料は申立期間納付済みとなっていたことが確認できたので再審議願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の所持する国民年金手帳から昭和 43 年 1 月の任意加入に伴い払い出されたことが確認でき、申立期間には、国民年金の未加入期間であり国民年金保険料は制度上、納付することができない上、社会保険事務所（当時）において申立期間当初からの国民年金手帳記号番号払出簿の閲覧調査を行ったが、申立人が別の手帳記号番号で加入した形跡は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 8 月 5 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、昭和 36 年 4 月ごろ、申立人の母が市役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、その母は既に亡くなっており、加入当時の状況の詳細を確認することはできない。

また、申立人は、国民年金に加入したときから保険料を町内会の集金人に納付していたと申述しているが、市広報において納付組織ができたのは昭和 37 年以降であることが確認できる。

さらに、昭和 36 年 4 月から 42 年 12 月までの保険料の納付については、納付をうかがわせる新たな資料等が提出されておらず、当該主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2504

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から60年12月まで

私は、昭和43年ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は町会が集金に来たので納付した。その後、厚生年金保険に加入したが、57年11月ごろ勤めていた会社が倒産したので自営業を始め、元妻がA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は市役所から送付された納付書で郵便局で納付した。同年10月から60年12月の保険料は納付したはずであり、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年12月20日に社会保険事務所（当時）で年金手帳の再交付を受けているが、A市役所では、社会保険事務所で再交付を受けた場合でも国民年金の被保険者資格取得などの加入手続は市役所で行うことが必要であったと回答しており、同手帳には国民年金の被保険者資格を取得した記載は無く、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の元妻は、申立期間に係る納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2505

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月の国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月

私は、平成2年2月の国民年金保険料を、同年2月21日に会社を退職した後、半年から1年ぐらい後に、A市B区役所から届いた納付書により、妻の分と合わせて同区窓口で現金納付したはずである。妻は納付とされているのに自分は未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を退職後、半年から1年ぐらい後にA市B区役所で夫婦二人分を納付したと述べているが、申立人の所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号及び国民年金の被保険者資格取得に係る記載は無く、また、オンライン記録によれば、申立人の妻は申立期間の保険料を平成3年9月に過年度で納付していることが確認でき、同区では過年度保険料の収納事務は行っていないことから、申立人の主張とは一致しない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる手帳記号番号が払い出されたことは確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 5 月から 3 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 5 月から 3 年 12 月まで

私は、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間については、昭和 63 年 4 月に A 社を退職した 1 年後のあるとき、国民年金保険料の未納通知が届き、父から「国民年金保険料の納付は国民の義務だ。」と指導され、B 銀行（現在は、C 銀行）又は D 銀行（現在は、C 銀行）E 支店で 12 か月分の保険料を納付した記憶がある。

また、平成元年 5 月から 3 年 12 月までの期間については、6 年 7 月に F 事務所を退職し、同年 10 月の結婚に向け準備をしていたころ、国民年金に再加入し、G 社会保険事務所（当時）で過去の未納分をすべて納付できることを確認したので、同年 8 月 30 日に G 社会保険事務所で納付したことが父の日記からも確認できるので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月ごろ及び平成元年 5 月ごろ、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を B 銀行又は D 銀行 E 支店で申立人自身が納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、7 年 2 月ごろに H 社会保険事務所（当時）から I 市 J 区に払い出された番号の一つであり、この時点を基準にすると、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することはできない期間である上、申立期間の保険料を納付する前提となる、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の父の日記に平成6年8月30日に申立人が職業安定所に行った旨が記載されていること、及び申立人が所持する年金手帳が同日に再交付されていることを根拠に、同日にG社会保険事務所で申立期間②の保険料を現金で一括納付したと主張しているが、同手帳には、保険料納付に係る記載は無い上、当該社会保険事務所職員が国民年金の被保険者資格の無い期間で、かつ、法定納期限を越えた保険料を受領したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年9月から12年3月まで

私は、平成9年に20歳になり、A市役所で国民年金の加入手続きを行ったが、当時大学生で収入が無かったため、間違いなく同市役所で国民年金保険料の免除申請を行った。免除申請が却下されたのなら、通知書がきてしかるべきであり、通知書を受け取っていれば異議申立てを行い、異議申立ても却下されれば、保険料を納付したはずであるのに、通知がこなかったために大学時代の国民年金は免除期間とされているものと認識していた。9年9月から12年3月までの期間が免除期間でなく、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の免除申請が却下された通知書が届かなかったと主張しているところ、申立期間のうち、平成9年度及び10年度はオンライン記録で免除申請が却下されたことが確認できる。

また、B社会保険事務所（当時）では、保険料の免除申請が却下された場合は、免除を申請した被保険者に通知書を発送していたとしており、同社会保険事務所が管理していた申立人の住所と申立期間当時申立人が実際に居住していた住所に相違が無いことなどから、申立人に係る免除申請却下の通知書が配達されたと考えるのが自然である。

さらに、平成3年度から11年度まで施行されていた学生の保険料免除制度は、学生の免除基準について、学生本人だけでなく親の所得も合わせて免除の判定をしており、当時申立人世帯の所得が免除基準を超えていたことを、申立人も確認済みである。

加えて、申立人の申立期間に係る保険料を免除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から4年5月まで

私は、平成3年8月末に会社を退職したのと同時に、当時住んでいたA区で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであり未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をA区で行ったと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号はB県C市D区で払い出されており、「国民年金の記録(1)」欄のすべての被保険者資格の取得及び喪失記録に確認印が押されていることから、申立人の国民年金の加入手続はC市D区役所で行われたことが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、申立人は平成7年1月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点を基準にすると、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立期間に係る納付時期、納付場所及び納付金額について、申立人の記憶は曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2509

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月及び同年6月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月
② 昭和42年6月から46年3月まで

私は、申立期間当時大学に通うためA県に住んでいたが、住所変更はしていなかったため、実家のあるB（地名）で父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の両親は既に亡くなっているため、納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入記録は確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上保険料の納付ができない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果においても、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2510

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から平成元年 7 月まで

私は、20 歳となった昭和 58 年*月ごろ A 区役所において、国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料については納付しなかった。その後、平成元年 8 月ごろ、会社に就職する前に、5 年分をさかのぼって納付できる納付書が送られてきたので、毎月分割で 2 年から 3 年かけて、A 区役所で滞納分を納付したはずである。納付書の控等は残っていないが、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 8 月ごろに 5 年分をさかのぼって納付できる納付書が送られてきたと主張しているが、国民年金保険料をさかのぼって納付することが可能なのは納期限から 2 年以内であり、平成元年 8 月ごろには特例納付も実施されていないことから、申立人の主張には不自然さがみられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 7 年 2 月ごろに B 市で払い出されたものであり、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できず、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A 区において申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は、分割して納付したとする保険料の 1 回当たりの金額、納付総額等についての記憶が明確ではない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2511

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から7年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から7年10月まで

私は、平成5年6月にA市Bのアパートに転居し、その2か月後ぐらいから、自宅に国民年金保険料の集金人が訪れるようになった。当初は過去の未納分を含めた2か月分の保険料を毎月集金人に納付し、一定期間後は毎月1か月分の保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の集金人に過去の未納分と合わせた2か月分の保険料を毎月納付していたと主張しているが、A市では、保険料の徴収員は過年度保険料を受領することはできなかつたと回答しており、申立内容と相違している。

また、申立人が所持する2冊の年金手帳の住所欄には、申立人が集金人の訪問を受けたと主張するアパートへの住所変更が記録されておらず、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となるA市における別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立期間以外にも未納期間が存在する上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2512

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月

私は、両親から勧められて平成6年ごろにA県B市で国民年金の加入手続をし、以降の国民年金保険料を納付してきた。同年10月の1か月分だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張どおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、平成6年6月1日に払い出されていることが確認でき、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっている。

しかしながら、申立人は、B市が平成7年4月13日に作成した申立期間に係る再発行の納付書を所持しており、当該納付書は使用されていないことが確認できる。

また、未使用の納付書を所持している経緯について、申立人に聴取したところ、申立人は、「申立期間の保険料は納付していないと思う。」旨申述しており、当該納付書以外の方法で保険料を納付したことをうかがわせる具体的な申述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から平成2年3月まで
私が20歳になった昭和62年*月ごろ、A市役所から国民年金の加入を促す通知が届いたので、大学生であった私の代わりに、父の意向を受けて母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきたと聞いている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が昭和62年*月ごろに国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人が現在所持している年金手帳には、厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、ほかに申立期間に係る国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳を所持しておらず、加入手続きを行ったことがうかがえない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に対し手帳記号番号が払い出されていることは確認できず、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったと主張する申立人の母は、納付した保険料額、年金手帳の受領等についての記憶が明確でない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2514

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から同年12月まで

私は、厚生年金保険に未加入の個人事務所に勤務していたため、将来の保障を考えて昭和46年4月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。

その後、昭和51年9月6日にA県B市のC（施設）に採用されD共済組合の加入となり、保険料は納付しなくても良かったのだが、当時は年金制度の知識も無いまま納付を続けてしまった。

後年、納付記録の照会書で資格期間外の納付が4か月間あることが判明し「照会申出書」を提出したところ、E社会保険事務所（当時）からは、申立期間の保険料は還付済みとの回答を得たが、還付の時期、還付方法等の記述も無く、私は還付された記憶も無いので社会保険事務所（当時）の回答には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料の領収証書により、申立期間の保険料がD共済加入期間に重複納付されたことは確認できるものの、昭和59年6月に作成された「還付・充当・死亡一時金等リスト」には、申立人の氏名、還付理由、還付金額、還付期間及び還付決議年月日（52年2月16日）が明確に記録されており、当該リストは、申立人が当時居住していた区に係る還付を整理したものであり、記載された還付期間及び還付金は、申立人が納付した保険料の納付対象期間及び納付額と一致するなど、当該記録内容に不合理な点は見当たらない。

また、当該期間の保険料が未還付となっている事情も確認できず、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 6 月から同年 7 月までの期間及び 48 年 4 月から 54 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 6 月から同年 7 月まで
② 昭和 48 年 4 月から 54 年 9 月まで

私は、父の勧めで昭和 46 年 6 月に A 町役場（現在は、B 市 C 庁舎）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は集金にきた納税組合の役員に、父が立て替えて納付してきたのに申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 6 月に A 町役場で国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 5 月 10 日以降に D 社会保険事務所（当時）から A 町に払い出された記号番号の一つであり、前後の国民年金第 3 号被保険者の加入日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは同年 11 月ごろと推認でき、年金手帳の記載から昭和 46 年 6 月 5 日にさかのぼって強制取得していることが確認できる上、オンライン記録の申立期間①及び②の国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日が平成 3 年 12 月 11 日に追加処理されていることを踏まえると、加入手続を行うまでは未加入期間であったと考えられる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が加入手続を行った時点で、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料納

付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっているため、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2516

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から51年5月まで

私は、昭和50年9月に結婚のため引っ越したA県B市で国民年金の加入手続を行い、過去の国民年金保険料もまとめて納付し、その後も保険料の納付を続けてきたはずなのに申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年に国民年金の加入手続を行ったと主張するところ、申立人が所持する年金手帳、B市に保管されていた被保険者名簿及び特殊台帳のいずれの記録からも、51年6月18日に国民年金被保険者として任意加入したことが確認できる。

また、B市は、昭和51年ごろの国民年金保険料の収納事務は、同年6月18日に任意加入した場合、第1期である同年6月の保険料の納期限は同年7月30日ではなく、同年9月30日までに第2期分の保険料と合わせて納付する取扱いであったと回答しており、申立人の所持する昭和51年度国民年金保険料納付通知書兼領収書の記載内容と一致する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和51年6月ごろと推認でき、申立期間のうち、50年8月及び同年9月は未加入期間であり、同年10月から51年5月までは任意未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2517

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から62年9月まで

私は、大学卒業後国民年金に加入し、半年分又は1年分の国民年金保険料を一括して納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入し、国民年金保険料は半年分又は1年分を一括して納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は社会保険事務所（当時）から平成元年7月にA市に払い出されている番号の一つで、申立人の手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理年月日から、同年11月に払い出されたことが推認でき、払出しの時点で申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和62年10月から平成元年3月までの保険料を同年11月27日に過年度納付していることが確認でき、国民年金の加入手続を行った同年11月に、時効とされない期間の保険料をさかのぼって納付したことが推認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

加えて、申立人が、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2518

第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月から9年1月まで

私は 20 歳のころ、大学生でA区に住んでいた。母がA区役所に私の国民年金保険料の学生免除申請書を提出したが、世帯収入が基準以上なので、免除対象外と言われた。その後、母が同区役所に電話をして納付書を郵送してもらい、保険料をまとめて納付したのに、平成8年5月から9年1月までの期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のころ、その母がA区役所に国民年金保険料の免除申請書を提出したと申述しているところ、申立人の所持する年金手帳には、平成11年2月16日交付と記載されていることから、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは同年2月ごろであると推認でき、その時点において、申立期間のうち、8年5月から同年12月までは時効により保険料が納付できない期間である。

また、申立人の平成9年2月の保険料は11年3月31日に、9年3月から同年8月までの保険料は11年4月28日に、9年9月から10年3月までの保険料は11年6月2日に、それぞれ過年度納付されていることが確認できることから、申立人は納付を始めた同年3月31日時点において納付可能な期間の保険料をさかのぼって納付したと考えることも不自然ではない。

さらに、申立人は、加入手続及び保険料の納付について関与しておらず、納付したとするその母も、加入手続及び納付場所についての記憶が定かでない上、オンラインシステムによる氏名検索による縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2042

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 1 日から 49 年 1 月 26 日まで
私は、昭和 40 年 1 月から 49 年 9 月まで A 社に勤務していたが、同社での厚生年金保険の資格取得日が同年 1 月 26 日とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A 社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 40 年 8 月 1 日であることが確認でき、申立期間のうち、同日より以前の期間は、適用事業所になる前の期間である。

また、雇用保険の加入記録により、当該事業所における申立人の資格取得日は昭和 49 年 1 月 26 日、離職日は同年 9 月 30 日であることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と符合する。

さらに、当該事業所の事業主は、既に亡くなっている上、事業主の妻（取締役）は、「当時の資料は無く、在籍していた人たちによると、申立人は、下請けとして働いたことがあったようだ。」と回答しており、申立人が元同僚として氏名を挙げた者 2 名のうち、1 名は既に亡くなっており、ほかの 1 名は、「申立人が当該事業所に勤務していたことは覚えているが、勤務期間までは分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 45 年 3 月まで国民年金保険料を免除申請している上、同年 4 月から 46 年 3 月までの期間及び 48 年 4 月から同年 12 月までの期間は、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで
私は、申立期間においてA社に勤務していたため、この期間が国民年金の加入期間とされていることは納得できない。給与明細等証明するものは無いが、厚生年金保険料が給与から控除されていたことは確かであるから、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が昭和 43 年 2 月 1 日に加入したB厚生年金基金の加入記録により、申立人は、申立期間直後の 47 年 3 月 1 日に厚生年金基金に加入していることが確認できる上、雇用保険の資格取得日も同日であり、いずれの記録も厚生年金保険の被保険者の資格取得日と一致する。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は、平成 8 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、現在の事業主は、「当時の事業主は既に亡くなっており、当時の関係資料は処分して無い。」と回答していることから当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2044

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 5 日から同年 6 月 20 日まで
② 昭和 30 年 5 月 1 日から 32 年 3 月 1 日まで

私は、A 県 B 村（現在は、C 市）に所在する中学校を通じて昭和 29 年 4 月 5 日に D 社に入社した。その後、グループ会社の E 社に移り、平成 15 年 2 月 21 日まで継続して勤務した。申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び昭和 54 年 5 月 18 日付け F 組合創立 30 周年記念永年勤続従業員表彰者名簿から判断すると、申立人は、申立期間において D 社及び E 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①については、申立人が氏名を挙げた元同僚 7 名のうち、連絡が取れた 1 名は、「昭和 29 年 4 月に D 社に申立人と一緒に入社した。」と証言しているところ、オンライン記録によると、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立人と同日の同年 6 月 20 日となっており、ほかの元同僚も、「当時、D 社は、3 か月から半年くらいの試用期間があった。」と証言している。

これらのことから判断すると、申立期間①当時、当該事業所では、従業員について勤務開始から一定期間経過後に厚生年金保険の加入手続を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、D 社の元同僚は、「申立人を含めて 3 人で D 社から E 社に移ったが、いつごろ移ったかは覚えていない。」と供述してい

るところ、オンライン記録によると、D社からE社に移った申立人を含めた3名は、いずれも申立期間の加入記録が欠落している上、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人を含めた3名は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年3月1日に資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証における「被保険者台帳記号番号」は申立人のE社における被保険者記号番号で、「はじめて資格を取得した年月日」が昭和32年3月1日となっていることから、申立人は、D社で厚生年金保険被保険者の資格を一旦喪失後、新たな被保険者台帳記号番号の交付を受けて、E社における被保険者の資格を取得していることが認められる。

さらに、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は、「貸金台帳等の関係書類は、既に破棄している。」と回答していることから、申立期間当時の雇用実態は不明である。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2045

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 12 日から昭和 35 年 3 月 15 日まで
私は、昭和 34 年 3 月に A 県の高校を卒業し、知人の紹介で同年 4 月 12 日に B 区 C にあった D 事業所に入社し、住み込みで 35 年 3 月 15 日まで、継続して勤務したが、この間の年金記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

現在の事業主の証言により、申立人が申立期間において D 事業所に勤めていたことは推認できる。

しかし、当該事業主は、「申立期間当時、亡くなった父が個人事業主として屋号を「D」として事業を行っていたが、厚生年金保険に加入していなかった。」、「当時は亡くなった父と申立人の二人で仕事をし、母及び自分が手伝いをしていた程度の事業規模であった。」と供述しており、当該事業所は当時の厚生年金保険の適用事業所としての要件を充足していなかったと考えられる。

また、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月から 63 年 11 月まで

私は、昭和 61 年 11 月から 2 年間の契約社員として A 社 B 店に採用された。当時採用されたのは 20 人から 30 人ぐらいで、1、2 週間の研修期間を経て最後に合格した者が C（職種）と D（職種）として配属され、私は D（職種）として E 課に配属された。申立期間は厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料も控除されていたので、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務内容等について具体的に供述していることから、A 社 B 店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当社が保管する社会保険資格取得届、喪失届及び退店者名簿に申立人の氏名は無く、申立人が申立期間当時勤務していたかどうかは不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、申立期間において被保険者資格を取得している元同僚 8 人に調査を行ったが、申立人のことを記憶している者はおらず、そのうち 3 人は、「当該事業所に入社してから、厚生年金保険に加入するまでに 1、2 年以上の勤務期間が必要だった。」旨それぞれ供述している。

さらに、申立人が当時居住していた F 区役所及び G 市役所へ申立人の当時の状況について照会したところ、申立人は申立期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月1日から39年7月1日まで
私は、昭和37年10月18日に前職を退職して、その翌日からA事業所及び関連会社のB社に役員として迎えられ勤務した。C健康保険組合発行の健康保険資格取得証明書により、同年12月1日に被保険者資格を取得していることは明らかであり、その際に厚生年金保険も一緒に加入して給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC健康保険組合資格取得証明書により、申立人が申立期間においてA事業所及びB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の元同僚は、「申立期間当時は、健康保険と厚生年金保険の届出の様式は複写式ではなく、別々の様式のを健康保険組合と社会保険事務所（当時）に届け出ていたと記憶している。」と回答している。

また、上記元同僚を含む複数の元同僚は、「申立人の記録が約1年半ずれていることについて、その理由は分からない。」と供述しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできない。

さらに、両事業所では、当時の賃金台帳等の関係資料を保管しておらず、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2048

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
私は、昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで、A事業所に継続して勤務した。57 年 4 月の 1 か月だけが加入期間になっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「事務的な補助を担当する臨時職員だった。」と主張しているところ、A事業所の業務を引き継いでいるB事業所は、「当時は、「規定」（昭和 56 年 4 月 1 日）に基づき、臨時任用職員の例外的な取扱いとして、1年以上継続して任用する場合、前の任用期間終了後3か月以上（特に期間の短縮が必要と認められる場合には1か月）の間を置いて、再任用を認める取扱いをしていたことから、申立期間は、例外的な取扱いとしての再任用のための経過期間であった。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、A事業所に勤務し、申立人が「自分と同じように、臨時の職員だった。」と供述している元同僚4名の被保険者記録は、全員が申立人と同様に、1年程度の勤務後に、1か月の欠落が認められる。

さらに、上記元同僚4名のうち1名は、自身の欠落期間について、「A事業所の仕事からは外れており、アルバイトや日雇いの仕事をしたり、選挙があればその手伝いをしたりで、A事業所では働いていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2049

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から同年11月30日まで
私は、A事業所（B事業所が承継）に臨時職員として勤務していたが、昭和26年4月1日から正職員として勤務した。申立期間について、厚生年金保険の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、当該事業所は、昭和29年3月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は、当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が適用事業所となった昭和29年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B事業所は、「当時の資料は残っていないため、A事業所に関することは不明である。」と供述していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2050

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 31 日まで
② 昭和 42 年 4 月 2 日から 44 年 12 月 1 日まで

私は、A高等学校においてB（職種）のアルバイトとして勤務していた昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 31 日までの期間及びC事業所において正社員として勤務していた同年 9 月 1 日から 44 年 12 月 1 日までの期間のうち、42 年 4 月 2 日から 44 年 12 月 1 日までの期間は厚生年金保険に加入していたと思うので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A高等学校の元教師は、「申立人はB（職種）として、昭和 37 年 4 月から 2 年半ぐらい勤務し、その後C事業所に勤務したことを覚えている。」と供述していることから、申立人が申立期間において同高等学校に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、同名簿には、申立人が氏名を挙げたB（職種）の元同僚 3 名のうち、1 名の氏名が無い。

また、上記名簿により、当該事業所において昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 31 日までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者 10 名に申立人の勤務実態について照会したところ、回答があった 3 名は、いずれも申立人を覚えておらず、申立人の当時の勤務実態について具体的な証言を得ることができない。

さらに、事業主は、申立期間①当時の資料を保存しておらず、申立期間①における申立人の勤務実態は不明である。

このほか、申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、事業主は、「申立人はアルバイトであった。」、「申立人は社員になることを希望していたが解雇した。」、「申立人は解雇を不服として裁判をおこし、和解したと聞いている。」と供述しているところ、雇用保険の記録において、申立人は、昭和 39 年 9 月 1 日に資格を取得し、42 年 3 月 31 日に離職しており、厚生年金保険の加入記録とも符合する。

また、申立人は、「解雇を不服として裁判をおこし、係争中だったので申立期間は業務をしていなかった。」、「和解金から厚生年金保険料が控除されていたかは分からない。」と供述している。

さらに、事業主は、「和解に係る関係資料は残っていない。」と供述していることから、和解の内容が不明である。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料および周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 38 年 2 月 23 日から同年 9 月末まで勤めていたが、厚生年金保険の資格喪失日が同年 4 月 21 日となっている。

このため、昭和 38 年 4 月 21 日から同年 10 月 1 日まで、厚生年金保険の被保険者とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社において昭和 38 年 9 月末まで勤務していた。」と主張しているが、申立人は当時一緒に働いていた同僚の氏名を覚えていないことから、オンライン記録により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を有する者に申立人の勤務実態について照会し、複数の元同僚から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、当該事業所は、「申立期間当時の賃金台帳等の関係資料は無い。」と回答していることから、申立人の雇用実態は不明である。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
私は、昭和 54 年 2 月 1 日付けで、A事業所（現在は、B社）C支所からD支店に転勤した。給料は同じなのに、厚生年金保険の標準報酬月額だけが下がっているのは納得できないので年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A事業所D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が昭和 54 年 2 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得した際の標準報酬月額は 22 万円、同年 6 月は 30 万円と記録されていることが確認できるところ、当該名簿には標準報酬月額を訂正した形跡は見られない。

また、B社人事担当部門は、「異動に伴い時間外手当の見込額が異動前の実績額に比べて少ない場合等は、標準報酬月額が異動月から減少することは考えられる。」と供述しているところ、当該事業所の被保険者名簿により、昭和 51 年 8 月 14 日から 55 年 7 月 21 日までの期間にほかの支店から転勤してきた資格取得者の標準報酬月額を調査した結果、転勤前に比べて低い標準報酬月額で資格を取得している者が 9 人いる。

さらに、申立人の所持するA事業所の給与明細書から、申立人が控除されていた厚生年金保険料は、事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出ている標準報酬月額に見合う保険料控除額（本人負担額）の 2 割に相当する金額であることから、残りの保険料は事業主が負担していたことが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2053

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
私は、高校を卒業してA社B支店に勤務し、数か月C（職種）の仕事をしたが厚生年金保険の記録が無い。高校を卒業後、すぐ勤務した会社の記録が無いことは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間において、A社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所における申立人の元上司は、「この会社は、入社当初は委託契約で、2、3年の経験を積んだ後、本社で試験を受け、合格後に正社員となり、社会保険に加入となった。私もすぐには加入していない。」と供述しており、このほか、複数の元従業員も正社員と委託職員がいたこと、及び試用期間があったことを供述している。

これらの供述から、当該事業所は、入社後すぐには厚生年金保険の加入手続を行っておらず、正社員になった時に加入させていたことがうかがわれる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、申立期間当時の関係資料が無く、申立人の勤務実態は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2054

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から39年3月まで

私は、A（職種）として勤務したB事業所における厚生年金保険の記録が無い。9時から17時の契約で勤務していたので、申立期間が厚生年金保険加入期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した職員旅行で撮影された写真及び元同僚の証言により、申立人が、申立期間において、B事業所にA（職種）として勤務していたことは推認できる。

しかし、元同僚が申立期間当時、17、18人の職員がいたと供述しているところ、昭和38年3月21日の職員旅行の写真に18人の職員が確認できるが、このうち当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる者は11人だけであることから、当該事業所では、すべての職員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立期間当時の事業主、事務担当者は既に亡くなっており、現在の事業主は、「申立期間当時の関係資料の所在は不明である。」と回答していることから、申立期間当時の雇用実態は不明である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から24年5月17日まで
私は、昭和24年5月17日にA社（現在は、B社）の社員として採用されるまで、C社（現在は、D社）においてA社E所内のF（職種）をしていた。申立期間の厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元同僚の氏名及び当時の業務内容等を具体的に覚えていることから、申立期間にC社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人及び申立人が氏名を覚えていた元同僚4人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、D社は、「当社が保管している「昭和23年10月1日～昭和37年3月1日健康保険・厚生年金保険台帳」に申立人の氏名は無い。」と回答している。

さらに、申立人及び申立人が氏名を覚えていた元同僚4人は、いずれも「雇用形態は日雇いであった。」と供述しているところ、D社は、「当時、日雇いの者を厚生年金保険に加入させていたかどうかについては不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 16 年 9 月から 19 年 9 月末まで、A 社（B 社に名称変更）に勤務した。労働者年金保険制度が開始した 17 年 6 月からは、労働者年金保険の被保険者期間と思っていたが、被保険者となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の B 社に関する詳細な供述から判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「C 営業所で D（職種）として E（作業）をしていた。」と主張しているところ、申立期間は労働者年金保険法が適用された期間内（同法の対象期間：昭和 17 年 6 月から 19 年 9 月まで）であり、この期間については、男子筋肉労働者が厚生年金保険の対象とされ、一般職員は厚生年金保険の被保険者から除かれていた。

また、当該事業所は、「当時の資料が無いため不明である。」と回答しており、申立人が記憶する元同僚についても、申立人の記憶している氏名が曖昧であり、当該事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、個人を特定することができず、元同僚の調査を行うことができないことから、申立人の勤務実態について具体的な証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2057

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から33年4月まで

私は、昭和28年4月から33年4月までA社に勤務していたが、この期間が厚生年金保険被保険者期間と認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚及び元従業員であった申立人の妹の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となっている記録が確認できない上、当該事業所の役員である申立人の義兄、社員である申立人の義母、申立人の義姉及び申立人の妻の4人は、全員が申立期間において厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない。

また、申立人が主張するA社の従業員で、その後、B社に申立人の直後に入社したその従業員は、オンライン記録によると、申立期間においてA社における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月ごろから35年ごろまで
② 昭和35年ごろから37年ごろまで
③ 昭和37年ごろから38年ごろまで
④ 昭和38年ごろから41年7月ごろまで

私の夫は、勤務していたA社が昭和33年3月に倒産したので、同社の同僚二人とB事業所（現在は、C社）に転職し、約2年間勤務した。その後、前記同僚が設立したD社に入社し、途中、E事業所に約1年間勤務したが、38年ごろにD社に復職し、41年夏に独立するまで勤務していた。申立期間は、いずれの事業所でも、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がB事業所の所在地を正確に記憶していること、及び申立期間当時当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を有する元同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、「当時の資料が無く、勤務実態、申立てどおりの資格取得の届出及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び申

立人が一緒に入社したとしている元同僚二人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者資格を有する者二人に申立人の勤務実態について照会したところ、そのうち一人は、「私はB事業所を昭和 34 年 3 月末に退職したが、その少し前に申立人は退職したと思う。」と供述しており、ほかの一人は、「申立人のことは記憶していない。」と供述している。

加えて、申立期間②、③及び④については、オンライン記録により、申立人が記憶している事業所名を調査しても厚生年金保険の適用事業所であることを確認することができない上、所在地を管轄する法務局に当該事業所の商業登記簿は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2059

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年7月26日から同年11月1日まで
② 平成8年4月19日から同年5月1日まで

私は、A社（現在は、B社）にハローワークの職業相談により平成6年7月26日に入社した。3か月は試用期間だったが、厚生年金保険料は当初から控除されていたので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、資格喪失日が平成8年4月19日となっているが、同年4月20日から末日までは有給休暇を使用する旨経営者と話がついていたはずであるので、資格喪失日を同年5月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の雇用保険失業給付の支給状況及びB社の事業主から提出された申立人の署名が確認できる「試用期間に係る承諾書」から、申立人が当該事業所に平成6年7月26日に入社したことは認められる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、「試用期間の3か月は厚生年金保険には加入しない取扱いをしていたので、厚生年金保険料も控除していない。」と回答しており、事業主から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得及び標準報酬決定通知書の資格取得日は平成6年11月1日と記載されており、雇用保険加入記録の資格取得日とも一致している。

また、事業主は、申立人の氏名が記載されている給与台帳として、平成6年8月以降（同年9月及び同年10月分は未保存）の「給料台帳」を提出しているが、同年8月分給料台帳では保険料が控除されていない

ことが確認できる。

- 2 申立期間②については、上記事業主から提出された「給料台帳」により、申立人の平成8年4月分給与から保険料を控除されているものの、雇用保険の加入記録から、8年4月19日にB社を退職していることが確認できる。

なお、申立人は、「平成8年4月20日から同年4月末日までは、有給休暇を取得する旨経営者と話がついていたはずであり、同年4月末日まで在籍していたので厚生年金保険の資格喪失日は同年5月1日である。」と主張しているが、事業主は、「そのような記憶は無い。」と供述しており、事業主から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日は同年4月19日と記載されている上、事業主は、当該届出に健康保険証を添付したうえで、同年4月24日に社会保険事務所（当時）に提出していることが確認できる。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2060

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 1 日から 34 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 8 月 1 日から A 事業所に勤務していたが、厚生労働省の記録では厚生年金保険に 34 年 8 月 1 日から加入となっている。

当時、従業員が 7 人ほどいた中で、ほかの同僚には申立期間の厚生年金保険被保険者記録があるのに、自分だけが厚生年金保険から除外されていたとは考えにくく、申立期間に係る記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、A 事業所の事業主は、「当時の事業主は既に亡くなっており、その後を継いだ私の父も申立人の記憶が定かではない。申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の納付の有無はいずれも不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在の確認できた複数の元同僚に申立人の勤務実態について照会したところ、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることはできない。

さらに、当該事業所が加入する B 健康保険組合に対する文書照会では、「申立人の加入記録については、保存期限が経過しており、確認することはできない。」と回答している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。